

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度(令和6年度改訂)
計画主体	高原町

高原町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担 当 部 署 名 高原町農政林務課
所 在 地 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899
電 話 番 号 0984-42-5134
F A X 番 号 0984-42-4623
メールアドレス nourin@town.takaharu.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ・シカ・カラス・マガモ・タヌキ・アナグマ・ドバト・ノウサギ・ アライグマ・ニホンザル・カワウ
計 画 期 間	令和5年度 ～ 令和7年度
対 象 地 域	高原町

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 3 年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
イ ノ シ シ	飼料作物	1.24	924
	水稻	1.21	1,398
	イモ類(サツマイモ)	0.05	81
	合 計	2.50	2,403
シ カ	水稻	0.14	162
	飼料作物	1.10	589
	イモ類(サツマイモ)	0.07	114
	合 計	1.31	865
カ ラ ス	飼料作物	0.06	50
	合 計	0.06	50
マ ガ モ	飼料作物	0.03	14
	合 計	0.03	14
タ ヌ キ	飼料作物	0.05	42
	合 計	0.05	42
ア ナ グ マ	飼料作物	0.10	84
	合 計	0.10	84
ド バ ト	現時点では被害なし	—	—
	合 計	0.00	0
ノ ウ サ ギ	現時点では被害なし	—	—
	合 計	0.00	0
ア ラ イ グ マ	現時点では被害なし	—	—
	合 計	0.00	0
ニ ホ ン ザ ル	現時点では被害なし	—	—
	合 計	0.00	0
カ ワ ウ	現時点では被害なし	—	—
	合 計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

高原町は、国有林野で鳥獣保護区が広がっている霧島連山の麓に位置しており、多くのイノシシ、シカをはじめとする野生鳥獣が生息していると予想されており、農作物の被害は恒常的に発生している。

被害については、これまでの対策の効果により減少しているものの、飼料作物・水稻及びイモ類の被害が高い水準にある。

またアナグマをはじめとする中型獣類やカラス等の鳥類についても被害が発生している。

特定外来生物であるアライグマが平成29年2月に町内で捕獲されたことから、現時点で農作物等への被害はないものの継続的な情報収集を行う。

ニホンザルによる恒常的な被害は発生していないが、市町境から町内に入ってきたとの目撃情報があることから、継続的な情報収集を行うとともに目撃情報がある地域において集落による追い払い体制を整える。

カワウは現時点で被害の実態が把握できていないが、町内に生息しており、水産物へ被害を及ぼしていると予想されることから、継続的な情報収集を行う。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度) 〔20%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	2.50	2,403	2.00	1,922
シ カ	1.31	865	1.04	692
カ ラ ス	0.06	50	0.04	40
マ ガ モ	0.03	14	0.02	11
タ ヌ キ	0.05	42	0.04	33
ア ナ グ マ	0.10	84	0.08	67
ド バ ト	0.00	0	0.00	0
ノ ウ サ ギ	0.00	0	0.00	0
ア ラ イ グ マ	0.00	0	0.00	0
ニ ホ ン ザ ル	0.00	0	0.00	0
カ ワ ウ	0.00	0	0.00	0

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	高原町有害鳥獣捕獲班により、銃器及びわなによる捕獲を実施してきた。	・ 捕獲班員の高齢化 ・ 狩猟免許取得者の減少 ・ 捕獲鳥獣の有効利用 ・ 町境における捕獲
防護柵の設置等に関する取組	電気防護柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の設置。 事業を活用し、侵入防止柵(電気防護柵、ワイヤーメッシュ柵等)の設置を支援。	・ 農業者の高齢化及び担い手不足による設置後の維持管理 ・ 侵入防護柵設置の際の集落単位での理解と取り組み
生息環境管理に関する取組	農林業者を対象とした被害防止の勉強会を実施。関係機関と連携し、被害の現状等の情報共有を図ってきた。	・ 農業者の高齢化及び担い手不足により被害防止の対策に手が回っていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

高原町における令和3年度の被害面積は、4.05haであり、被害金額は3,458千円となっており、主な食害等の被害として、イノシシ、シカによる飼料作物が中心となっている。 被害の生じているほ場付近を中心に、高原町有害鳥獣捕獲班による駆除とともに侵入防止柵の設置を行い、被害の軽減に努める。 また、侵入防止柵を設置済の地域において定期的な柵の見回り等による点検補修を実施するとともに今後被害拡大が予想される獣種に関しては、随時情報を関係者と共有しながら、被害の軽減に努める。 ※今後の計画 ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けて取り組む ②狩猟免許に係る費用の一部助成を行う ③捕獲した有害鳥獣を有効利用できないか先進地の事例の収集等を行う ④侵入防護柵の設置を集落単位で実施する ⑤地域住民を対象とした研修会の開催
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高原町有害鳥獣捕獲対策協議会に捕獲班を組織している。
また、わな免許のみの保有者も協議会員に加入を認め、対象鳥獣の捕獲の推進を図っている。
アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
5	イノシシ シカ カラス	自己防衛をはじめ、捕獲班の担い手の確保を図るため、狩猟免許取得を促す。
6	タヌキ アナグマ ドバト	自己防衛をはじめ、捕獲班の担い手の確保を図るため、狩猟免許取得を促す。
7	ノウサギ アライグマ ニホンザル カワウ	自己防衛をはじめ、捕獲班の担い手の確保を図るため、狩猟免許取得を促す。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシによる農林作物被害が深刻な事から宮崎県が作成する第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画に基づき、過去の捕獲実績を踏まえ、計画する。 (令和元年度149頭、令和2年度177頭、令和3年度144頭)
② シカによる農林作物被害が深刻な事から宮崎県が作成する第二種特定鳥獣(シカ)管理計画に基づき、過去の捕獲実績を踏まえ計画する。 (令和元年度352頭、令和2年度306頭、令和3年度275頭)
③ カラスによる畜舎内外の飼料作物に対する被害をはじめ被害が恒常的にあることから、過去の捕獲実績を踏まえ、計画する。 (令和元年度53羽、令和2年度43羽、令和3年度35羽)
④ タヌキ、アナグマ、ノウサギ等の中型獣類による被害が恒常的にあることから過去の実績を踏まえ計画する。 (令和元年度153頭、令和2年度207頭、令和3年度218頭)
⑤ ドバトをはじめとするその他鳥類による被害が恒常的にあることから、状況に応じて捕獲に取り組む。 (令和元年度36羽、令和2年度21羽、令和3年度0羽)
⑥ アライグマが平成29年2月に町内で捕獲されたことから、現時点で農作物への被害はないものの宮崎県が作成するアライグマ防除実施計画に基づき捕獲体制を整備する。 (令和元年度0頭、令和2年度0頭、令和3年度0頭)
⑦ カワウが水産物被害を及ぼしていると予想されることから、状況に応じて捕獲に取り組む。 (令和元年度0羽、令和2年度0羽、令和3年度0羽)
⑧ ニホンザルが平成30年度にイモ類の被害を及ぼして以降、恒常的な被害は発生していないが、市町境から町内に入ってきたとの目撃情報があることから、現時点で農作物等への被害はないものの捕獲による被害防止対策として計画する。 (令和元年度0頭、令和2年度0頭、令和3年度0頭)

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150頭	165頭	180頭
シカ	310頭	340頭	370頭
カラス	40羽	45羽	50羽
タヌキ	70頭	75頭	80頭
アナグマ	120頭	130頭	150頭
ノウサギ	10羽	15羽	15羽
ドバト	10羽	15羽	15羽
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カワウ	10羽	10羽	10羽
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
① イノシシ・シカ・ニホンザルについては、宮崎県が作成する第二種特定鳥獣管理計画に基づき、町内全域において適正な猟具及び方法により随時捕獲を実施する。 ② カラスをはじめとする鳥類は、年間を通して飼料作物に被害を生じさせていることから、銃及び檻による捕獲を実施する。 ③ アナグマをはじめとする中型獣類の被害報告が増加していることから、小型箱わなを活用して捕獲を実施する。 ④ アライグマは特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気防護柵 5,000m	電気防護柵 5,000m	電気防護柵 5,000m
	ワイヤーメッシュ柵 3,000m	ワイヤーメッシュ柵 3,000m	ワイヤーメッシュ柵 3,000m
シカ	電気防護柵 2,000m	電気防護柵 2,000m	電気防護柵 2,000m
	ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	侵入防止柵設置講習会の実施により、適切な設置方法・管理方法の習得を促す。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
5 6 7	全て	農林業者を対象に被害防止の勉強会を実施する。 狩猟免許取得者の増加を図る。 関係機関と連携し、被害の現状等の情報共有を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

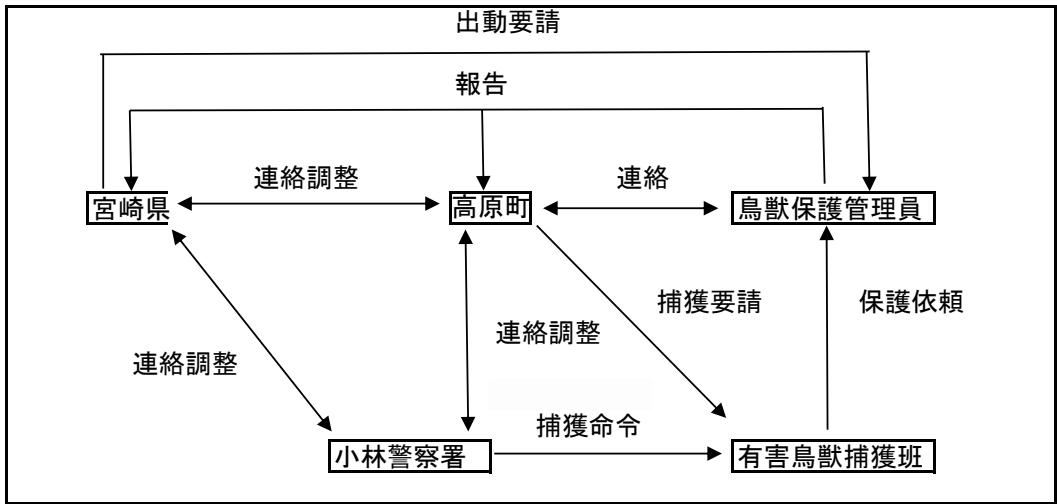
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
高原町	避難場所の確保、住民誘導、広報、情報収集、連絡調整
小 林 警 察 署	住民の避難・駆除員に対する命令等
有害鳥獣捕獲班	対象鳥獣の捕獲・駆除
鳥獣保護管理員	捕獲した対象鳥獣の保護
宮崎県	市町境及び県域をまたぐ場合の連絡調整、広報、情報収集、連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体については、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。
また、今後、効果的に処理を行っていくために、ジビエへの利用や焼却処理について検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	精肉の販売及びレトルト製品（粥・カレー）への加工、販売
ペットフード	燻製品への加工、販売
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等）	

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高原町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
高 原 町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。 防護柵の設置及び管理について助言指導を行う。
高原町有害鳥獣捕獲対策協議会	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理及び有効利用。
宮崎県西諸県農林振興局	協議会に対する助言及び情報提供並びに農林業者への指導
宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	協議会に対する助言及び農林業者への指導
高原町区長会	協議会に対する助言及び農林業者への指導
宮崎県農業共済組合西諸センター	協議会に対する助言及び農林業者への指導
西諸地区森林組合	協議会に対する助言及び農林業者への指導
宮崎県鳥獣保護管理員	協議会に対する助言及び農林業者への指導
集落営農組合長連絡協議会	協議会に対する助言及び農林業者への指導
小林警察署	捕獲班に対する安全指導及び立会い・緊急時の捕獲命令
株式会社サンライフ	捕獲後の有害鳥獣の処理及び利活用

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
宮崎森林管理署	協議会に対する助言及び国有林野での駆除に対する指導
九州地方環境事務所	協議会に対する助言及び鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲にかかる指導

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

高原町鳥獣被害対策実施隊

平成24年3月28日設立 高原町職員3名

活動内容:侵入防止柵の設置および指導、被害調査、有害捕獲、追い払い、広報等。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町職員自らが狩猟免許または宮崎県鳥獣被害対策支援センターが主催する鳥獣被害対策マイスター認定を取得し、捕獲及び被害防止の担い手育成を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、宮崎県、近隣市等の関係機関を連携し、情報交換、現地研修会等を開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。